回　覧

ぐんまくらしのニュース 2013 No.332

群馬県消費生活センター　平成25年1月1日

湯たんぽは、就寝時に暖をとるものとして古くから使われてきました。
近年は、電子レンジで温めるタイプやＩＨヒーター等で直接加熱できる湯たんぽも販売され、安価で省エネなため人気です。一方で、扱い方を間違えたやけど等の事故も起きています。使い方に注意して暖かい冬を過ごしましょう。

湯たんぽの使用に注意しましょう

事故等の事例①　湯たんぽを湯たんぽカバーに入れて使用中、足に低温やけどを負った。

事故等の事例②　電子レンジ加熱式湯たんぽを加熱して取り出したらケースが破裂し、内容物が飛散してやけどした。

事故等の事例③　湯たんぽの口金を外さないでＩＨヒーターで加熱していたら、湯たんぽが破裂した。

新しいタイプの湯たんぽの注意点

電子レンジで加熱するタイプ

電子レンジの自動モード（オート加熱機能）を使うと、加熱時間が長くなり、破裂する危険性があります。加熱の際は、製品に指定された出力や加熱時間を必ず守ってください。

IHヒーターやガスコンロで加熱するタイプ

間違って口金をしたまま直接加熱すると、内部の圧力が異常に高くなり、爆発するなどの危険があります。必ず口金を外してから加熱してください。やかんなどでお湯を沸かして、湯たんぽに入れるようにすればより安全です。

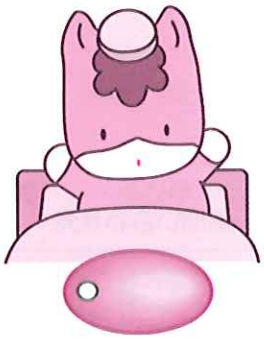

低温やけどに注意！

心地よい程度の温かさでも、湯たんぽを布団に入れたまま長時間接触していると、低温やけどを負うことがあります。低温やけどを防ぐためには、湯たんぽは布団を暖めるだけに使用し、寝る前に外に出すようにしましょう。 なお、低温やけどは見た目よりも重傷なことも多いので、皮膚の変色などに気づいたら、すぐに医療機関で診断を受けてください。

事故を防ぐためには？

- 子供や身体の不自由な方が使用する場合は、周りの方が十分に注意しましょう。
- 経年劣化により亀裂等が発生し、熱湯や内容物が漏れ出るなどして思わぬ事故につながる可能性がありますので、使用前には必ず本体の状況を確認しましょう。
- 取扱説明書や注意事項をよく読んでから使用しましょう。

不安であったり、困ったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

R40
古紙配合率40%再生紙を使用しています

若者を狙う悪質商法に注意！ ～若者トラブル110番を実施します～

関東甲信越ブロックを構成する自治体では、共同で「若者トラブル110番」を実施します。契約や商品・サービスのことで不安なことがあったら、一人で悩まず、お気軽に消費生活センターにご相談ください。

日　付	1月24日（木）・25日（金）
時　間	9:00～17:00
電話番号	027-223-3001

若者からの相談例

インターネット通販でスニーカーを注文したところ、明らかな偽物だった。返金して欲しいが、どうしたらいいか。（20歳代・男性）

携帯電話に突然、「有料情報サイトの利用料金が長期滞納になっているので至急連絡するように。連絡がない場合は民事裁判になる」とサイト運営会社の依頼を受けたという調査会社からメールが届いたが、全く身に覚えがない。（20歳代・女性）

借金問題でお困りの方へ　～無料相談会のお知らせ～

借金問題でお悩みの方のために、以下の日程で無料相談会を開催しています。是非ご利用ください。

相談無料　**秘密厳守**　**事前予約制**

お住まいの地域にかかわらず、ご希望の会場で相談が受けられます。

法律相談会

弁護士や司法書士など法律家の相談を受けることができる総合的な相談会です。
【当日の流れ】事前相談→法律家による債務整理相談→生活の建て直し相談→こころの健康相談

日時・会場	1月19日（土） 13:30～17:00 館林市城沼公民館	2月23日（土） 13:30～17:00 前橋市消費生活センター	3月2日（土） 13:30～17:00 渋川市役所第二庁舎 202会議室
申込み・お問い合わせ先	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755	渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325

生活の建て直し相談会

税金や年金保険料の支払いや、家計収支の改善方法などをアドバイスする相談会です。
必要に応じて法律家を紹介することもできます。

日時・会場	1月15日（火） 2月5・19日（火） 3月5・19日（火） 14:00～17:00 県庁内会議室	1月18日（金） 13:00～17:00 安中市消費生活センター	1月24日（木） 13:00～17:00 太田市消費生活センター	3月1日（金） 13:00～17:00 大泉町役場
申込み・お問い合わせ先	群馬県消費生活センター ☎027-223-3001	安中市消費生活センター ☎027-382-2228	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220	大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511

※どちらの相談会も、相談時間は１時間程度です。

編集発行
群馬県生活文化部消費生活課
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
☎ 027-226-2281
FAX 027-223-8100

【消費生活相談】群馬県消費生活センター
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（県庁2階南側）
☎027-223-3001　FAX027-223-8100
平 日　9:00～17:00
土･日曜 9:00～12:00／13:00～17:00（電話相談のみ）
※祝日･年末年始は休み